

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 3 年 6 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

我が国におきましては、東日本大震災に起因する広範かつ甚大な被害からの復興に向け、全国民が一丸となって取り組む必要があります。

国力を維持し、安全で安心な国土を形成するためには、地方の諸課題を解決し、地方への分散を進めることも大事です。

こうした考えに立って、平成24年度の国の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成23年6月

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県議会議長 洲 浜 繁 達

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備促進

遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に次の事項について整備の促進を図ること。

1 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

- (1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保すること。
- (2) 高速道路の整備については、災害時の代替道路の確保と広域的なダブルネットワークの必要性が再認識されたところであり、地方のミッシングリンクの解消を優先すること。
- (3) 2020年を目途に山陰道全線のネットワークが完成するよう整備を促進すること。
 - ①都市計画決定済みである「湖陵～多伎間」「大田～静間間」「三隅～益田間」について、平成24年度に新規事業着手すること。
 - ②「温泉津～江津間」「益田～萩間」について、都市計画決定手続きに向けた計画段階評価を早期に実施すること。

2 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進するとともに、斐伊川放水路の整備については、計画工期（平成20年代前半）での完成を目指すこと。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、十分な支援をすること。
- (2) 流域住民の安全・安心を早期に確保するために、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、最終判断を早期に示すこと。また、最終判断後は、機動的な予算措置を行い、速やかな治水対策事業の促進を可能とすること。

3 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

重点港湾に選定された浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の促進を図ること。

- ①高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」を、国の直轄事業として早期に事業着手すること。
- ②物流機能の強化を図るため、福井地区倉庫を補助採択すること。
- ③荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、新北防波堤の整備を促進すること。

II 地方交通への支援

1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体に取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、平成24年度に予定されている羽田空港再拡張に伴う発着枠の配分においては、地方航空路線への配慮が必要である。

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では、代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。

4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 日本固有の歴史・文化を活用した観光振興の推進

日本最古の歴史書「古事記」の編纂から千三百年を迎えるに当たって、日本固有の歴史・文化を活用した観光振興を図るため、国内外に向けた情報発信を強化するとともに、地域の取組みに対して支援を行うこと。

また、東日本大震災により観光が大きな影響を受けており、国内旅行の喚起や海外への正確な情報発信など、需要の拡大につながる積極的な取組みを行うこと。

Ⅳ 離島への支援

1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

2 離島振興法の延長

平成24年度末に失効する離島振興法を拡充・延長し、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備を促進すること。